

設備投資に有利な補助金・優遇税制について

東証から平証まで、エコチェンジ



中小企業等経営強化法のご案内

2021年3月31日まで！

- 機械代金の即時償却(100%償却)、又は7~10%の税額控除が受けられます。
⇒ **取得年度に限度額まで償却費を計上しなかった場合は、その償却不足額を翌年度に繰り越し可能です。**
- 切削加工機、NC旋盤、研削盤、プレス機、放電加工機、レーザー加工機などの工作機械が主な対象。
- 2021年3月末日までに**経営力向上計画の認定が必要**

生産性向上特別措置法案(2018.6.6~)

2023年3月31日まで
延長となりました！

- 機械代金の**固定資産税が最大3年間ゼロに減免**されます。
- 切削加工機、NC旋盤、研削盤、プレス機、放電加工機、レーザー加工機などの工作機械が主な対象です！
⇒ **固定資産税減免額(例)レーザー加工機 100.0百万円、耐用年数10年、定率法:約300万円減免**
- **設備取得までに先端設備等導入計画の認定が必要**
⇒ **申請書類作成のサポートも承ります！**

☆上記の制度は併用が可能です！

※ 固定資産税軽減措置は中小企業等経営強化法が生産性向上特別措置法案のどちらかのみとなります。